

1. 地域公共交通のあり方について

1-1 本町の公共交通に関する現状や問題点

① 町民から「公共交通に関する整備」が求められている

「東庄町の今後のまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書（令和3年2月）」によると、本町のまちづくりにおいて、下記が求められている。

- 住み続けたいまちの実現のため力を入れるべきこととしては、「利用しやすい公共交通体系の整備」が他を大きく引き離して第1位である。
- 満足度と重要度の相関からみた優先度が最も高い項目のうちの一つとして「公共交通の状況」が挙げられている。
- 住みたくない理由としては、「買い物の便が悪い」「道路・交通の便が悪い」と回答している人が多い。

よって、町民の移動ニーズを把握し、**町民の暮らしに合った交通サービスを検討する必要がある。**

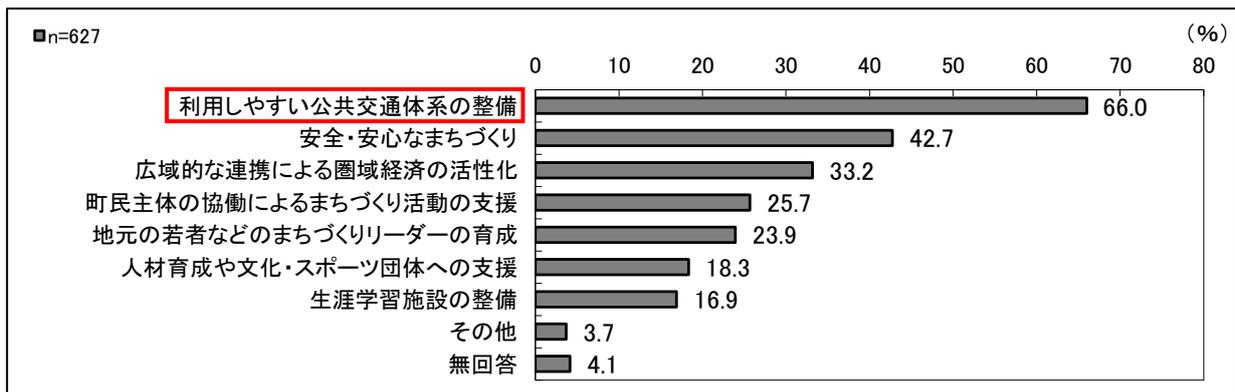


図 住み続けたいまちの実現のため力を入れるべきこと

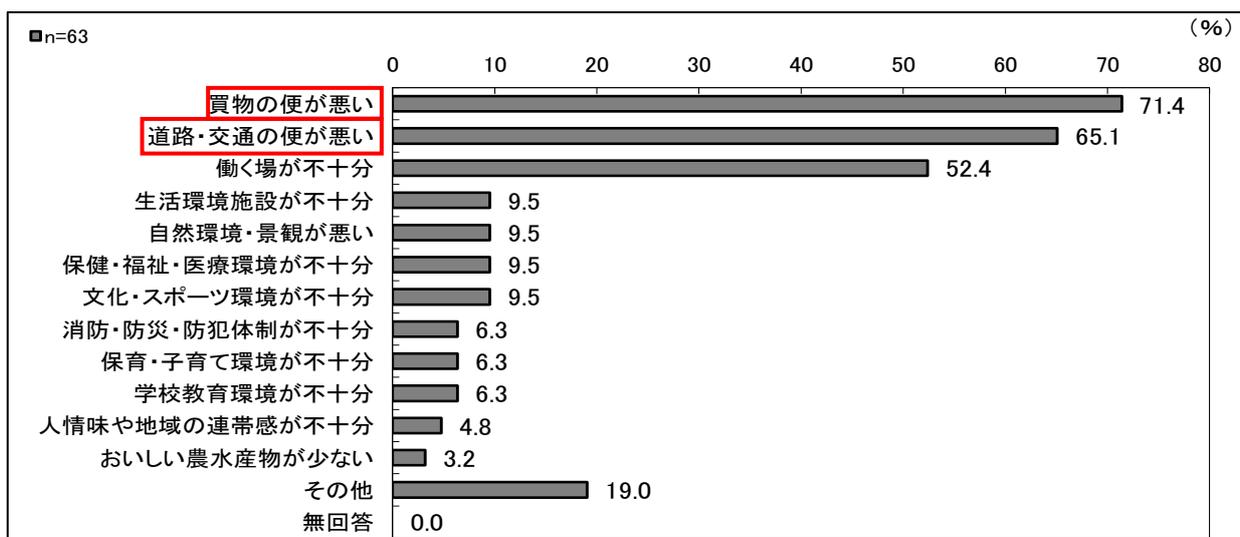


図 住みたくない理由

② 高齢者等の移動の足が不十分である

本町の公共交通は、JR 成田線、外出支援巡回バス「おでかけ号」、東庄病院送迎車、タクシーが運行されており、町内外の移動を支えている。

一方で、公共交通サービスを利用しにくいエリアが町内に見られ、公共交通のサービス水準（運行頻度など）も十分でないことから、交通弱者*の移動が限定的であると考えられ、特に自家用車を持たない高齢者等の外出支援は今後も検討が必要だと考えられる。

現状の公共交通ネットワークや高齢者等の分布、移動ニーズを整理した上で、交通弱者に求められる交通サービスのあり方を検討する必要がある。

交通弱者*…年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人を指します。

③ 外出支援バス「おでかけ号」に対する財政負担が増加している

交通弱者の移動手段確保を目的に導入された「おでかけ号」に対する財政負担は、年々増加傾向にある。

1日あたりの利用者数は、40名前後。年間利用者数は、1万人前後。

年間に係る経費は、人件費や法定検査費を含めて、1,300万円前後。

今後は、町民アンケートやお出かけ号利用者アンケート等によって移動ニーズ、利用状況を把握した上で、おでかけ号を中心に町内の公共交通網の見直しを行い、効果的かつ効率的な公共交通ネットワーク形成に向けた検討が必要だと考える。

④ タクシードライバーの高齢化が進み、持続的な交通サービス提供の可否が懸念されている

町内の交通事業者においては、運転手の高齢化が進んでいることから、持続可能な公共交通サービスの検討が必要であり、検討にあたっては、交通事業者へのヒアリング等によって、公共交通サービス提供側の現状や問題点を把握し、自家用有償運送なども含めた新たな交通サービスの検討が必要だと考える。

⑤ タクシー券の利用方法を変更

障害のある方や自動車免許証を返納した方に対して、タクシー券を配布してきたが、利用実績が低かったため、令和4年度から利用方法を変更した。

令和4年度～

金額	1枚 500円
交付枚数	月に3枚
使用制限	1回につき3枚（1,500円）まで

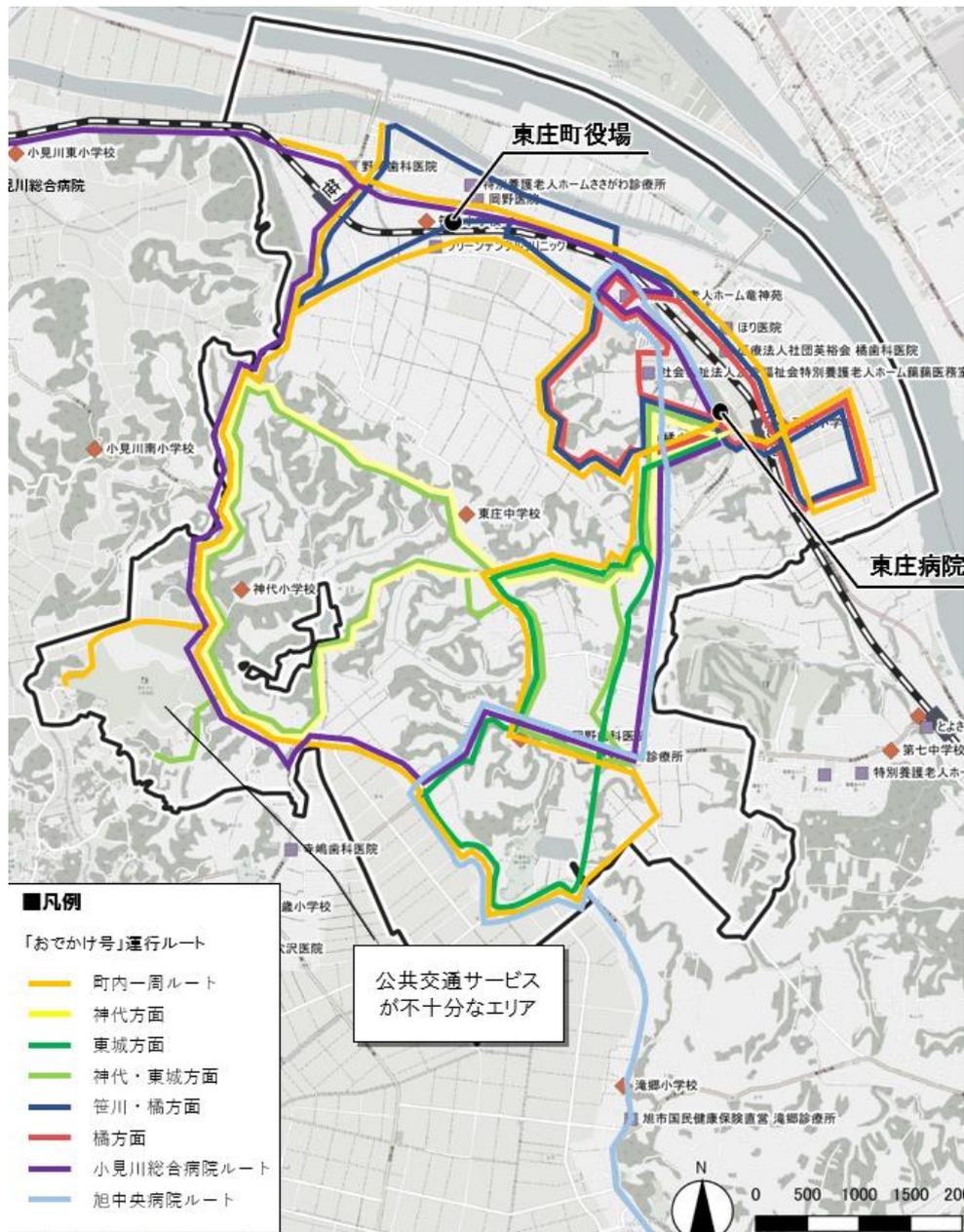
⑥ 自家用車移動が必要不可欠な まちの構造になっている

生活用品（食料品）を扱う商店が神代地区、東城地区にはほとんど無い。町内においても買い物をする場合には、車が必要な地域があり、特に重い物や大きな物の運搬には自家用車が必要である。

自家用車をもたない町民が自家用車と同様に移動できる交通サービスの検討が必要である。

1-2 外出支援巡回バス「おでかけ号」について

- ① 運行形態 定時路線定期運行（決まった時間に決まった路線を通る。）
 町内巡回ルート：11 便
 旭中央病院ルート：4 便（往復）
 小見川総合病院ルート：3 便（往復）
- ② 運行料金 無料
- ③ 運行管理 町健康福祉課が担当（運転手はシルバー人材センターから派遣）



1-3 総合計画における位置づけ

第6次東庄町総合計画の後期基本計画における重点政策を、「公共交通ネットワークの構築」と設定しました。今後想定される地域住民の移動手段の確保として、具体的な住民の移動ニーズや公共交通への要望等を把握するとともに、まちづくりと一体になった持続可能な地域公共交通網の再構築は、喫緊の課題となっています。

1-4 デマンドタクシーと自家用有償運送について

新しい公共交通の用語説明

運送の態様	概要	運行・輸送方法の例
デマンドタクシー	<p>利用者の予約（ニーズ）に応じて、運行する乗合型の輸送サービス。</p> <p>経路・乗降地点・時刻等を柔軟に設定できる。</p>	<p>路線不定期運行：決まった路線上の決まったバス停を、予約があったときのみ運行する。</p> <p>区域運行：一定の区域内に乗降場所を指定し、予約に応じて、指定の乗降場所間を運行する。</p>
自家用有償運送	<p>バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する輸送サービス。</p>	<p>交通空白地有償運送：輸送サービスの提供が困難な地域において、地域住民やその他の来訪者の運送。</p> <p>福祉有償運送：公共交通を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行ったもの等の輸送。</p>

おでかけ号との比較

	おでかけ号	新しい公共交通
経路	固定	自由に設定可能
乗降地点	固定	自由に設定可能
時刻	固定	自由に設定可能
車両	中型バス2台 ワゴン型バス1台	いずれも可能
利用形態	複数で乗り合う	複数で乗り合う
予約の有無	無し	有り
利用料	無料	有料
運営母体	町	タクシー業者 町・NPO法人等

1-5 公共交通ごとのメリット・デメリット

		メリット	デメリット
1	外出支援バス 「おでかけ号」	<ul style="list-style-type: none"> ・無料運行である ・定期ルートのため管理がしやすい ・旭中央病院、小見川総合病院の通院に便利（玄関先まで行ける） 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が少ない ・利用者がいなくても運行しなければならない ・目的地まで時間がかかる ・運行距離が長く車両の摩耗が激しい ・故障時の対応 ・本数が少ない ・バス停まで遠い
2	デマンドタクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターを含め事業者任せられる ・乗り合いではあるが、比較的便利である ・おでかけ号に比べて細かく停留場を設けることが可能 ・タクシーより安価の利用料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担がある ・事前予約が必要 ・運行業務に費用がかかる ・公共交通にかかる費用が安くなるわけではない。
3	自家用有償運送	<ul style="list-style-type: none"> ・安価である ・自家用車（白ナンバー）を使える ・第1種免許で運転可能 ・地域につながりをつくれる ・ドアツードアの個別輸送が可能である ・許可・登録を要しない運行支援も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体の確保 ・運転手及びオペレーターの確保と管理 ・利用者から受給できる金銭では運営が困難

2. 実証運行について

2-1 実証運行の背景と目的

本町におけるデマンドタクシー及び自家用有償運送の有用性を検証し、町内の公共交通サービスの最適化に向けた検討を行うことを主な目的として、デマンドタクシーの実証運行を実施する。

※おでかけ号やデマンドタクシー（実証運行）によって、移動が確保できない町民向けに、自家用有償旅客運送を運行することも想定し、実施主体の検討をする。

背景（東庄町の現状・問題点）

利用者の視点

- 町民から公共交通に関する整備が求められている。
- 町内に移動で困っている高齢者や障害者が多く、移動ニーズに合った公共交通サービスの検討が必要である。
- 高齢者、高齢単身世帯が増加傾向にあり、今後も交通サービスのニーズは高まると考えられる。

自治体・事業者の視点

- おでかけ号に対する町の負担額が増加傾向にある。加えて、おでかけ号の利用が著しく少ないため、改善が必要である。
- タクシードライバーの高齢化が進み、町内交通サービスの維持に向けた検討が必要である。

- 本町においても、デマンドタクシー・自家用有償運送の導入可能性を検証し、町内の公共交通サービスの最適化に向けた検討を行う必要がある。
- そのため、今年度からデマンドタクシーの実証運行を開始し、本格導入にあたっての問題点・課題を整理する。
- 同じタイミングで自家用有償運送を開始し、おでかけ号に代わる町内輸送の可能性を検討する。
- また、実証運行の結果や自家用有償運送の効果検証、各種調査結果を踏まえ、東庄町地域公共交通計画を策定し、便利で持続可能な公共交通サービスの実現を図る。

2-2 実施概要

実証運行の実施概要は下表のとおり。

表 実施概要（案）

実施時期	令和4年11月～令和6年9月（予定）
対象エリア	東庄町全域
対象者	全町民（主なターゲットは高齢者・障害者・子育て世代）
提供する交通サービス	デマンド交通

2-3 第2回公共交通会議までの検討事項

実証運行開始に向けて、第2回公共交通会議（7月下旬開催予定）までに事務局が検討すべき主な事項を整理した。

各委員よりご意見をいただき、その結果をまとめ、第2回公共交通会議では検討、ご承認をいただく予定である。

表 検討事項

検討事項	選択肢（例）
対象者	全町民、高齢者のみ など
運行方式	定時定路線型、自由経路型 など
運行エリア	町内全域、町内の交通不便地域 など
ダイヤのパターン	固定ダイヤ型、非固定ダイヤ型 など
運行時間帯	全日、日中時間帯のみ など
運行曜日	月曜日～日曜日・祝日のうち運行日を検討 ※既存交通サービスとの重複に配慮が必要
車両	セダン車両（4人乗り）、 ワゴン車両（5～8人乗り） など
運行事業者	タクシー事業者、バス事業者 など
車両待機場所	運行事業者事務所内、地区公民館 など
乗降場所	町内全域で乗降可能、乗降場所を指定 など
運賃	エリア内均一運賃、特定乗降場所のみ追加運賃を徴収 など
予約の受付方法	運行事業者への電話、ネット予約、アプリ予約 など
予約の締切時間	前日の営業時間まで、予約時間の1時間前まで など
その他	（適宜、検討を行う）

（「地域公共交通計画等の運用と作成の手引き 国土交通省発行」をもとに記載）

2-4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュール（案）は次のとおり。

表 スケジュール（案）

令和4年度	6月	○第1回交通会議開催【本日】 ○実証運行内容・検証内容の検討
	7月	○実証運行内容・検証内容の検討 ○実証運行申請書類の作成 ○第2回交通会議開催（運行内容の承認） ○運行事業者との契約 ○実証運行申請書類を運輸局へ提出
	8月～10月	○周知広報、住民説明会の実施 ○実証運行にかかる予算の確保
	11月	○実証運行スタート
	12月～	○利用状況のモニタリング（毎月） ○効果検証・課題抽出（3か月ごと） ○東庄町地域公共交通計画策定の補助金申請
令和5年度、令和6年度		○各種アンケート調査の実施 （町民アンケート、利用者アンケート） ○実証運行の効果検証・課題抽出 ○実証運行内容の見直し ○東庄町地域公共交通計画の策定
令和7年度		○東庄町地域公共交通計画に基づく公共交通サービスの見直し ○再編内容の周知 ○利用促進策の推進

< 自家用有償運送 >

- バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する輸送サービス。

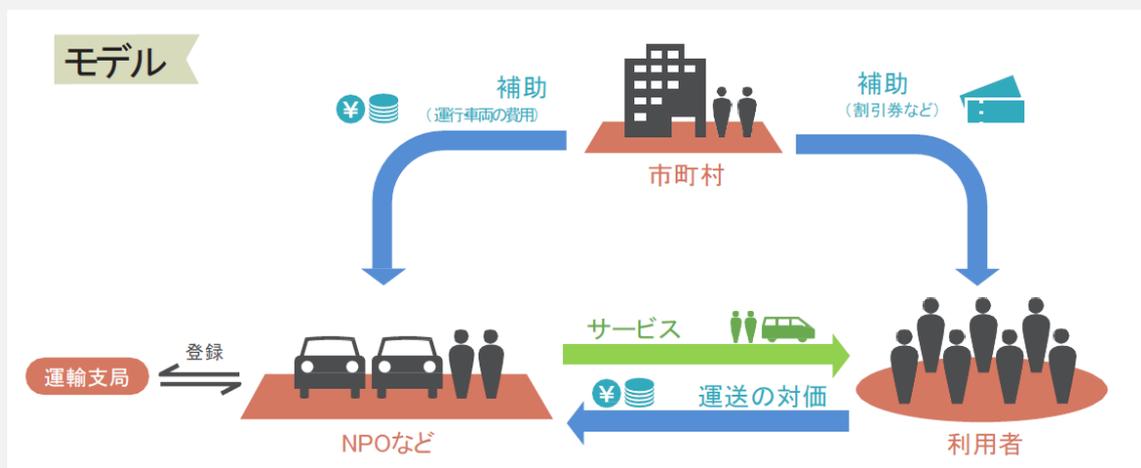


図 自家用有償運送のイメージ